

地方自治法（第 100 条第 14 項・第 15 項・第 16 項）の改正に伴い
改正が必要となる条例・規程

1 条例

(1) 三重県政務調査費の交付に関する条例

（全般）

(2) 三重県議会基本条例

（政務調査費）

第十七条 会派及び議員は、調査研究に資するために政務調査費の交付を受け、証拠書類を公開すること等によりその用途の透明性を確保するものとする。

2 政務調査費に関しては、別に条例の定めるところによる。

2 規程

(1) 三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程

（全般）

(2) 三重県議会事務局規程

（事務分掌）

第 3 条 総務課は、次の各号に掲げる事務を分掌する。

(1)～(5) 略

(6) 政務調査費に関すること。

(7) 以下略

(3) 三重県議会図書室規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 18 項の規定により三重県議会に附置された三重県議会図書室（以下「図書室」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。